

「医療法人等に係る所得金額の計算書」

記載の手引き

佐賀県

1 計算書の提出について

この計算書は、佐賀県に主たる病院・診療所等を有する医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下「医療法人等」という。）が、佐賀県に法人事業税の確定申告書、修正申告書又は更正請求書を提出する場合に、次の添付書類と併せて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所（病院、診療所）等が他の都道府県にある場合
- (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第 67 条第 1 項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合
→ 「所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第 6 号様式別表 5）」（以下、「第 6 号様式別表 5」といいます。）の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税法施行規則別表 10（6）「社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書」の写しを提出してください。
- (3) 社会保険診療に係る所得とその他の所得を区分して計算している場合
→ その区分経理による所得計算についての明細書を提出してください。

2 添付書類

- | |
|--|
| 1 損益計算書 |
| 2 法人税法施行規則別表 4 「所得の金額の計算に関する明細書」(写) |
| 3 雑収入に係る収入金額明細書（雑収入がある場合）
※ 参考様式（7 ページ）若しくはこれに類するもの |
| 4 土地譲渡益等に係る所得金額の内訳書（土地譲渡益等がある場合） |
| 5 消費税申告書（写）（3 ページの記載内容に該当する場合） |

3 「医療法人等に係る所得金額の計算書」（上段部分）の記載方法

「総所得金額等①」欄	第 6 号様式別表 5 の「再仮計」欄の金額を記載してください。
「土地譲渡益等②」欄	(1) 総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次の算式により算定した金額を記載してください。 土地譲渡益等②＝土地の譲渡収入－（取得費及び譲渡費用） (2) 租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により、土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、(1)の算式によらず、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。 (3) 営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。 (4) 法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）は、土地譲渡益等の計算上損金に算入します。 (5) この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。

<p>「医療事業の所得金額④」欄</p>	<p>(1) 医療事業とその他の事業の所得金額を区分して算定している場合は、当該医療事業の所得金額を記載してください。</p> <p>(2) 医療事業とその他の事業の所得金額を区分して算定していない場合は、次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{③欄の金額} \times \frac{\text{⑦欄の金額}}{\text{⑦欄の金額} + \text{⑧欄の金額}}$ <p>(3) この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げてください(欠損金額の場合は切り捨て)。</p>
<p>「その他の事業の所得金額⑤」欄</p>	<p>次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{③欄の金額} - \text{④欄の金額}$
<p>「社会保険診療に係る収入金額⑥」欄</p>	<p>「計算の基礎とする収入金額の内訳」(下段部分)の(ア)欄の金額を記載してください。</p>
<p>「医療事業の総収入金額⑦」欄</p>	<p>「計算の基礎とする収入金額の内訳」(下段部分)の(ウ)欄の金額を記載してください。</p>
<p>「その他の事業の収入金額⑧」欄</p>	<p>「計算の基礎とする収入金額の内訳」(下段部分)の(エ)欄の金額を記載してください。</p>
<p>「社会保険診療に係る所得金額⑨」欄</p>	<p>(1) 次の算式により算定した金額を記載してください。</p> <p>◇ その他の事業の収入がない場合</p> $\text{③欄の金額} \times \frac{\text{⑥欄の金額}}{\text{⑦欄の金額}}$ <p>◇ その他の事業の収入がある場合</p> $\text{④欄の金額} \times \frac{\text{⑥欄の金額}}{\text{⑦欄の金額}}$ <p>(2) この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げてください(欠損金額の場合は切り捨て)。</p> <p>(3) 算定した⑨欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。</p>
<p>「当期分の所得金額⑩」欄</p>	<p>次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{①欄の金額} - \text{⑨欄の金額}$
<p>「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額⑪」欄</p>	<p>(1) 当期分の法人事業税の所得金額の計算上控除する繰越欠損金又は災害損失金の金額を記載してください。(会社更生等により債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。)</p> <p>(2) 控除期間は、法人税の取扱いに準じます。</p> <p>(3) 控除限度額は、⑩欄の金額に法人税で適用となる割合を乗じて計算した金額になります。</p>
<p>「課税標準となる所得金額⑫」欄</p>	<p>(1) 次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{⑩欄の金額} - \text{⑪欄の金額}$ <p>(2) 算定した⑫欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に移記してください。</p>

4 「計算の基礎とする収入金額の内訳」（下段部分）の記載方法

「社会保険診療に係る収入金額」の各欄	<p>(1) 法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を、各法律ごとに記載してください。</p> <p>ア 保険者からの収入金額(査定損益は収入金額に加減算してください。)</p> <p>イ 被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。)</p> <p>ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含みます。)に代わって、佐賀県等が支払った金額</p> <p>(2) 社会保険各法に基づく医療費でないもの(妊婦、幼児、特定健康診査の委託料等)は、「その他の収入金額」となります。</p>
「その他の収入金額」の各欄	<p>(1) 当期分の<u>医療事業に係る収入金額のうち、社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額</u>を収入科目ごとに記載してください。</p> <p>(2) 利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。</p> <p>(3) 印字されている収入科目に該当しないものがある場合は、空欄に記載してください。</p> <p>※ すべての収入金額で按分するのが原則ですが、「その他の収入金額」に含めないものについては、下表を参照してください。</p>
「その他の事業の収入金額」欄	<p><u>医療事業以外の事業</u>について、その事業に係る売上又は収入金額を記載してください。</p> <p>なお、当該金額が医療事業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、当該金額は、「その他の収入金額」の『その他の付随収入』欄に記入してください。</p> <p>※「軽微なもの」とは、一般に当該事業の売上金額が医療事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、当該事業の経営規模が同種の事業を行う他の法人との比較において均衡を失しないと認められる程度のものをいいます。</p>
その他留意事項	<p>(1) 法人税法施行規則別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。</p> <p>(2) 法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p>

「その他の収入金額」に含めない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	<p>(1) 税込経理の場合など、計上した収入金額に消費税が含まれている場合は、その消費税額(ただし、課税事業者に限ります。)</p> <p>この場合、消費税申告書の写しを添付してください。</p> <p>(2) 還付された消費税額</p> <p>④ 税抜経理方式で簡易課税制度の適用を受けた場合の益金は、「その他の収入金額」に含めます。</p>
消費税(地方消費税を含む)	「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、4～5ページの取扱一覧表を参照してください。
その他	

5 「計算の基礎とする収入金額の内訳」の記載上の留意点（取扱一覧表）

「計算の基礎とする収入金額の内訳」に記載されていない科目の収入金額については、この一覧表により区分し、当該「内訳」の空欄に別書きし、(A)、(B)、(D)欄の○印の科目を記入してください。

(C)欄に該当するものは、記入不要です。

収入科目	医療事業に係る収入金額		その他の収入金額に 含まないもの (C) ↓ 計算書には記入不要	その他の事業の 収入金額 (D) ↓ 計算書の(エ)欄に記入
	社会保険診療に係る 収入金額 (A) ↓ 計算書の(ア)欄に記入	その他の収入金額 (B) ↓ 計算書の(イ)欄に記入		
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○ (注1)	○ (注2)		
生活保護法に規定する 介護扶助に係る収入	○ (注1)	○ (注2)		
窓口現金収入	○ 社会保険分	○ 社会保険分以外		
家族療養費	○ (注3)			
公費負担分	○ 社会保険分	○ 社会保険分以外		
保険等査定増減	○ 社会保険分	○ 社会保険分以外		
労働者災害補償 保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任 保険の医療収入		○		
公害診療収入	○ 非公害医療機関分	○ 公害医療機関分		
自費診療収入		○		
入院料・ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工・検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話・電気・ガス・テレビ ・寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
院内保育の保育料収入			○ 従業員使用分	
社宅・寮収入		○ 役員への貸与分	○ 従業員使用分	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
ハブラシ・おむつ等販売収入		○		
印紙等販売収入		○	○ 販売差益の生じないもの	

収入科目	医療事業に係る収入金額		その他の収入金額に 含まないもの (C) ↓ 計算書には記入不要	その他の事業の 収入金額 (D) ↓ 計算書の(エ)欄に記入
	社会保険診療に係る 収入金額 (A) ↓ 計算書の(ア)欄に記入	その他の収入金額 (B) ↓ 計算書の(イ)欄に記入		
	販売手数料			
各種補助金・委託料		○ (注4)	○ (注5)	
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ 運用益部分	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○ (注6)	
有価証券売却益		○		
償却資産売却益		○ 取得価額を超える部分	○	
看護学院収入		○ 区分経理のできないもの		○
施設等利用料		○		
贈与・寄付金・受贈益等		○ 軽微なもの		
その他の事業に係る収入				○
各種引当金及び 準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療に係る収入金額は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。【①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④通所リハビリテーション、⑤短期入所療養介護、⑥介護予防訪問看護、⑦介護予防訪問リハビリテーション、⑧介護予防居宅療養管理指導、⑨介護予防通所リハビリテーション、⑩介護予防短期入所療養介護、⑪介護保健施設サービス、⑫介護医療院サービス、⑬指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。

(注2) その他の収入金額に含むもの

【訪問介護、主治医意見書作成料】等、(注1)に掲げるサービス以外の収入。(注1)・(注2)の区分については、6ページの「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照してください。

(注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の取扱いです。

(注4) 医療事業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入金額(B)に含めてください。

(注5) 補助の対象が直接医療(診療)業務と関りがない補助金等(施設整備に係る補助金など)が該当します。

(注6) 支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないものについては、その他の収入金額に含めないもの(C)とします。

「支払相当額と相殺されたもの」とは、損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金のうち補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償、所得補償等の保険金は、その他の収入金額(B)に含まれます。

6 介護保険法の規定（注1）に基づくサービスの種類による計上区分

区分	サービスの種類	計上区分		
		社会保険診療に係る収入金額	その他の収入金額	
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)		○	
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○	
	訪問看護 介護予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○		
	通所介護 (デイサービス)		○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	○ (注2)	○ (注2)	
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○	
	(ショートステイ) 短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	○ (注2)	○ (注2)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	○ (注2)	○ (注2)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	○ (注2)	○ (注2)
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○		
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○	
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○	
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	○ (注2)	○ (注2)	
	指定介護療養施設サービス (療養病床等)	○ (注2)	○ (注2)	
	介護医療院サービス	○ (注2)	○ (注2)	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護他		○	

(注1) 指定居宅サービスのうち介護療養型医療施設に係る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、指定施設サービス等のうち介護療養施設サービスについては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条による改正前の介護保険法の規定に基づきます。(同法附則第130条の2第1項)

(注2) 平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費はその他の収入金額(B)です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者介護予防サービス費」もその他の収入金額(B)です。

(注3) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成27年4月から段階的に「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しており、「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る収入は、その他の収入金額(B)です。

